

企画競争実施の公示

令和8年1月21日

中部地方整備局
天竜川上流河川事務所長 吉田 桂治

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 天竜川上流防災・自然体験活動推進業務

(2) 業務内容

本業務は、天竜川上流河川事務所管内において、防災・自然環境に係わる体験型学習講座の企画・運営と、広報素材の収集として管内で行われている防災・環境学習等の取材等を行い、天竜川総合学習館かわらんべホームページ及び広報誌を作成するものである。この学習講座では、河川環境、災害と防災の歴史、流域治水、河川の安全利用等について、流域住民が体験しながら学ぶ場を提供しており、流域住民に川に親しみながら河川環境や防災について自分事として理解を深めてもらうことを目的としている。

(3) 予定履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 技術者等に関する要件

1) 配置予定管理技術者は以下のいずれかの資格を有すること。

- ①技術士（総合技術監理部門－建設、又は、建設部門）
- ②技術士（総合技術監理部門－環境、又は、環境部門）
- ③RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）（※1）
- ④土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
- ⑤河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者

- ⑥河川維持管理技術者（※2）
- ⑦河川環境に関する資格者（※3）

- ※1 RCCM 資格試験に合格しており転職等により、登録出来ない立場にいる技術者を含む。
- ※2 「河川維持管理技術者」とは、一般財団法人河川技術者教育振興機構が実施する河川維持管理技術者試験に合格し、本業務の履行期限内に有効な資格登録証の交付を受けている者をいう。
- ※3 「河川環境に関する資格者」とは、河川環境や河川環境学習に関する資格をいい、ビオトープ管理士、環境カウンセラー、自然体験活動指導者、ネイチャーゲーム指導員、プロジェクトWET認定指導者、プロジェクトワイルド認定指導者、RAC認定指導者、CONE認定指導者のいずれかの資格を有する者をいう。

2) 外国資格を有する技術者（我が国及び WTO 政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又は RCCM 相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

(7) 業務実績に関する要件

本業務の担当を予定する管理技術者は、平成 28 年度以降に完了した業務（令和 8 年 3 月 31 日までに完了見込み業務を含む）において下記に示す同種又は類似業務の実績を 1 件以上有さねばならない。再委託を受けた業務の実施は、実績として認めない。

- ・同種業務：国、都道府県、地方自治体又は特殊法人が発注した防災教育、環境教育、又は自然体験教育に関する業務
- ・類似業務：国、都道府県、地方自治体又は特殊法人が発注した治水事業における事業広報の企画運営業務

(8) 企画競争実施にかかる説明書の交付を 3.(2) の方法により受けた者であること。

(9) 参考見積書の提出

本業務に係る参考見積書（自由様式）及び見積根拠資料を添付して提出すること。なお、参考見積書の提出がない場合は、競争参加資格を与えない。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒399-4114 長野県駒ヶ根市上穂南 7-10
中部地方整備局 天竜川上流河川事務所経理課
電話：0265-81-6412
電子メール：cbr-tenjyokeiri@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和 8 年 1 月 21 日から令和 8 年 2 月 16 日まで
説明書の交付を希望する場合は、(1) の担当まで連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限及び方法

令和 8 年 2 月 16 日 16 時 00 分まで
原則として電子メールによる。

(4) 説明会の日時及び場所等

実施しない

- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
原則としてヒアリングは実施しない

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口　3(1)に同じ。
- (3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の提案内容によっては、特定する者が存在しないこともある。
- (4) 本見積に係る見積決定の条件は、令和8年度の予算が成立した場合とする。
- (5) その他の詳細は説明書による。